

第 6 回（令和 5 年度）認定の公平性に関する評価委員会議事要旨

開催日時：令和 5 年 9 月 1 日（金）14：00～16：00

場 所：独立行政法人製品評価技術基盤機構 本館 4 階北 2 会議室
及び Microsoft Teams 会議

議 題：

1. 前回議事要旨の報告〔資料 1〕
2. IAJapan 認定活動方針及び認定活動目標〔資料 2〕
3. 組織の一部変更について〔資料 3〕
4. マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要〔資料 4〕
5. 公平性に対するリスクへの取組結果について〔資料 5〕
6. 令和 4 年度業務実績〔資料 6〕
7. その他〔資料 7－1～7－3〕

配付資料：

- 資料 0－1 第 6 回認定の公平性に関する評価委員会議事次第（本資料）
- 資料 0－2 認定の公平性に関する評価委員会委員名簿
- 資料 1 第 5 回認定の公平性に関する評価委員会議事要旨
- 資料 2 IAJapan 認定活動方針及び認定活動目標
- 資料 3 組織変更について
- 資料 4 マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要
- 資料 5 公平性に対するリスクへの取組結果について
- 資料 6 令和 4 年度業務実績のポイント
- 資料 7－1 ニュースリリース一覧
- 資料 7－2 認定制度創設 30 周年記念イベントについて
- 資料 7－3 適合性評価ガイドブックについて

議事内容：

はじめに

委員会開催にあたり認定センター所長及び委員長から挨拶があった。

議題 1. 前回議事要旨の報告〔資料 1〕

資料 1 に基づき、事務局から前回議事要旨の報告が行われた。
本報告について、委員から特段の意見はなかった。

議題 2. IAJapan認定活動方針及び認定活動目標 [資料 2]

資料 2 に基づき、認定センター所長から 2023 年度の IAJapan 認定活動方針及び認定活動目標の説明が行われた。

委員からの主な質問等は以下のとおり。

委員：昨年度と比較すると活動方針がシンプルにまとめられていて良い。しかし、認定活動目標 6. は活動方針に含まれるため除いても良いのではないか。

委員：見直しを検討したい。

議題 3. 組織の一部変更について [資料 3]

資料 3 に基づき、事務局から組織の一部変更について報告が行われた。

委員からの主な質問等は以下のとおり。

委員：野心的な取組が期待される適合性評価戦略室だと感じた。今回は、チーム NITE との連携・人材育成プログラムについての取組について公平性を毀損していないという報告だったが、今後さらに適合性評価の価値向上や広範な取組、諸外国と比較した日本の状況分析といった業務の展開はどのように考えているか。

事務局：まず、チーム NITE が見つけてきた新規ニーズに対して適合性評価を実施する時にどのように規格を適用していくのかを検討していく。また、リソースには限界があるため、様々な分野で活躍できる人材を増やしていくという取組を行う予定である。IAF や ILAC の活動に参加しながら諸外国の活動にアンテナを立てながら、認定機関や認証機関の役割も意識しつつ、適合性評価戦略室として取り組みたい。今まで認定機関から話をするのが難しかったが、情報提供や他機関とのコミュニケーションを増やしていく窓口として適合性評価戦略室があるべきだと考えている。一方で、認定機関の公平性を確保することが必要であるため、各審査の現場では話が難しい。そのような時には適合性評価戦略室という側面から皆様と接していきたいと考えている。

委員：適合性評価戦略室には、新しい国内製品に対する社会全体の受容性を高めるような活動も期待したい。

事務局：我々としては情報の流れを良くすることを中心に努力していきたい。

委員：情報の流れと共に公平性を毀損しないためにも部署としてファイアウォールを立て、そこで情報を扱うことも良いのではないか。

委員：適合性評価戦略室の業務について、機構外部の人材を利用することは良いと思う。一方で、外部のリソースを利用する際には公平性の観点で気をつけなければならないことについてはどのように考えているか。

事務局：各企業の情報流出を避ける、一方で広く有益な情報に関しては公開するという

ことを留意している。ただ、情報提供先に偏りが生じると公平性を棄損することに繋がる可能性があるため、情報提供に関してもしっかりと議論をして組織単位の判断で公平性を確保していきたい。適合性評価戦略室の業務の一つとして内外の連携を挙げているが、窓口は公開しつつも公平性を毀損しないよう情報の取扱には十分に注意したい。

委員：新しい分野や社会実装に対して規格を議論していく際に、公平性が毀損されやすい。個別案件に入っていくと付き合いが深くなっていく傾向があるので、外部から疑われないようにすることは重要である。引き続き公平性についての分析評価を続けてもらいたい。

議題 4. マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要 [資料 4]

資料 4 に基づき、事務局からマネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要について報告が行われた。

委員からの主な質問等は以下の通り。

委員：現地審査と遠隔審査について、先方が希望したら遠隔審査を行うということか。

また、最近の遠隔審査の実施状況について教えてほしい。

事務局：審査の質への影響が懸念されるため、事業者が希望しない場合には遠隔審査を実施しないことにしている。一方、事業者が遠隔審査を希望した場合であっても、過去の審査履歴により遠隔審査が適当ではないと判断した場合は実施しない。遠隔審査の割合は、昨年度は 6 割～7 割程度だったが、今年度は 2 割～3 割程度に減少している。新型コロナウイルスが 5 類に移行した時に、原則遠隔審査はしないという方針を出したので、最近では現地審査が多い。

委員：メール誤送信について、原因究明がされていないのではないかと。メールを使用する時の再発防止について説明してほしい。

事務局：原因は複数の案件を同時に動かす状況にあった。メールを全く使用しないことは難しいが、認定申請審査業務システムを利用することでメールの使用頻度を下げ、再発防止に努めている。

委員：メールの使用頻度を下げるだけでは、もしメールを使用した時の誤送信のクレームは防げないので、再発防止の仕組みを見直したほうが良いと思う。

事務局：認定申請審査業務システムを利用した場合にはメールアドレスを入力する必要がないので、誤入力を回避できるが、全事業者に利用を求めることは難しい。メールの使用は、原則 NITE 職員のみとしており、外部審査員がメールを使用する時には、NITE 職員を介すようにしている。

委員：現状のルールは徹底されているか。認定申請審査業務システムを使用してほしいのならば、使いやすいものにしなければいけない。また、原因究明の一環として認定

申請審査業務システムが普及しない原因を究明する必要がある。

事務局：現行のルール上、外部審査員から発信することは許容していないが、ラボから外部審査員が受信することは良いとしている。

委員：遠隔審査をラボが拒否した場合には現地審査をするという話があったが、現地審査をラボが拒否した場合には遠隔審査を実施するということはあるのか。

事務局：事業者から希望があった場合は、遠隔審査を実施して問題ないかということを経済組織として議論した上で判断する。

委員：メール誤送信の問題については、認定申請審査業務システムの使いやすさを見直すということで対応してもらいたい。

委員：メールの誤送信を防ぐための二重チェックの仕組みはあるか。

委員：NITE 内では m-filter という送信先・内容・添付ファイルを送信前に再度確認するシステムがある。また、万が一の対策として、外部への送信ボタン押下後 15 分間は、外へ発信されない仕組みとなっており、この間は回収可能となっている。

委員：事業者との連絡について、認定申請審査業務システムに移行するという形で対策してもらいたい。

議題 5. 公平性に対するリスクへの取組結果〔資料 5〕

資料 5 に基づき、事務局から公平性に対するリスクへの取組結果について報告が行われた。

委員からの主な質問等は以下のとおり。

委員：機械的に事前のリスク想定をすることは難しいと思うが、ISO 31000（リスクマネジメント—指針）を引用する等、適合性評価機関ならではの適合性の評価方法があれば良いと思う。

委員：ISO/IEC 17011 の公平性管理について、認定業務において発生するリスクを取りまとめて、リスク管理をしていたと記憶している。特定するリスクについて、解釈と共に追記するとよりわかりやすい。

事務局：各プロセスにおいて生じる可能性があるリスクは一覧表にまとめている。来年度の資料には追加を検討する。

議題 6. 令和 4 年度業務実績〔資料 6〕

資料 6 に基づき、認定センター所長から令和 4 年度業務実績について報告が行われた。

委員からの主な質問等は以下のとおり。

委員：エコマークは消費者にとっても認知度が高いものである。さらに海外との相互承

認も進んでいくと、国内の事業者にとっても信頼性が高まるものであると思う。

委員：エコマーク同士の相互承認に発展しているのか、他国のスキームオーナーとの協定と結んでいるのか。

委員：他国のスキームオーナーと協定を結んでいるということは現時点ではない。

委員：国内の事業者が公益財団法人日本環境協会の認証を得た場合に、ドイツのマークを付けることは可能なのか。

委員：相互承認の対象品目として挙げられていれば可能である。IAJapan の認定を受けていることがその際の根拠となる。海外では事業所が認定を受けているケースが多いので、日本環境協会が IAJapan から認定を受けていることは、海外からの受容されやすさに繋がるのではないかと考える。

議題 7. その他 [資料 7]

資料 7 に基づき、事務局からニュースリリース、認定制度創設 30 周年記念イベント、適合性評価ガイドブックの公開等について説明が行われた。

本件について、委員から特段の意見はなかった。

＜事務局からの案内＞

事務局：次回（第 7 回）委員会については、来年度秋頃の開催を予定している。今年受審予定の APAC MRA の再評価の結果を報告する予定である。

以上